

# 成年後見だより ～ほほえみをいつまでも～

vol.37

令和8年1月

## CONTENT

1. 将来が不安な方へ
2. 判断能力チェック！  
困った時の4コマ！
3. 地域福祉権利擁護事業 &  
将来に備えるサービス
4. ちょっと法律豆知識  
福祉専門法律相談のご案内

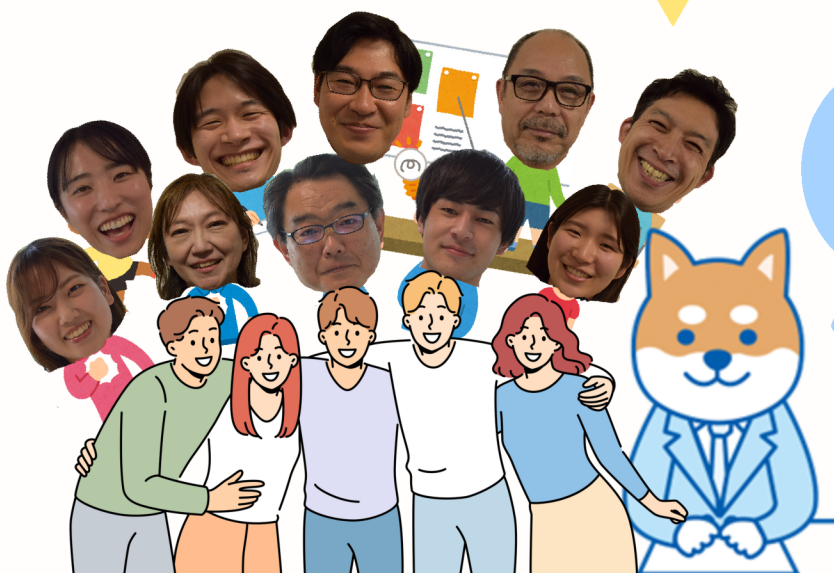
## こんなお悩みありませんか？

広告チラシの配布を  
止めたいけど電話が  
苦手...

通帳をなくして  
しまいそうで...

書類の文字が  
見えにくく  
なってきた

1人での手続きが  
不安...



私たちがお手伝い  
できることがあります！

# 当てはまるものはありますか？

項目	☑ チェック
<b>1. 判断能力</b>	
何らかの認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している：補助相当	<input type="checkbox"/> ★
日常生活に支障をきたすような症状・行動、意思疎通の困難さが、多少見られても誰かが注意していれば自立できる：保佐相当	<input type="checkbox"/> ★
日常生活に支障をきたすような症状・行動、意思疎通の困難さが、ときどき見られ介護を必要とする：後見相当	<input type="checkbox"/> ■
<b>2. 財産管理</b>	
日常的な金銭管理に支援が必要	<input type="checkbox"/> ★
通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう	<input type="checkbox"/> ★
年金・手当などの受け取り手続きが必要	<input type="checkbox"/> ★
生命保険などの請求の手続きが必要	<input type="checkbox"/> ■
税金の申告が必要	<input type="checkbox"/> ■
賃貸借契約の手続きが必要	<input type="checkbox"/> ■
高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったりしたことがある	<input type="checkbox"/> ■
不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要	<input type="checkbox"/> ■
借金をしたり、他人の保証人になったりしてしまう	<input type="checkbox"/> ■
借金の整理、ローンの返済が必要	<input type="checkbox"/> ■
遺産相続の手続きが必要	<input type="checkbox"/> ■
裁判所の手続きが必要	<input type="checkbox"/> ■
<b>3. 身上配慮</b>	
福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約できる	<input type="checkbox"/> ★
福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要	<input type="checkbox"/> ■

ちよだ成年後見センターで発行しているハンドブックより、5ページに判断能力をチェックできるシートが載っています。是非チェックしてみてください。



成年後見制度活用ハンドブック  
当センターにて無料で配布しております！

「★」だけにチェックがある場合、**地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）**という制度でお力になれるかもしれません。



「■」にチェックが入る場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。

## 「地域福祉権利擁護でお手伝いできること」

福祉サービス のこと	① まだ元気だから大丈夫！ 	② 体調が悪くなってきて買い物ができない 	③ 福祉サービス契約書類がたくさん！ 	④ ケアマネージャーに繋がったから他のサービスも受けられるようになった。 
	① お金をおろしてガスや電気料金の支払いしなくちゃ 	② あれ？通帳と印鑑持ってきてなかった！ 	③ たしか引き出しにあったはずなのに…ない！ 	④ 生活費の払い出しを代行したり、不安なら同行もします！ 
	① ポストにたくさん書類が届く！ 	② 一つずつ一緒に確認しましょう！ 	③ これは電話で聞いた方がいいですね！代わりに電話しますよ！ 	④ 窓口で手続きが必要 足が悪いから代わりに行ってきます！ 
	① どれもどれかわからない字も小さくて見えにくい！ 	② この書類は何でしょう？ 	③ よく聞こえないから電話は苦手！ 	

# 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

福祉サービスの利用や書類の整理、日常的な金銭管理に不安がある方々が地域の中で暮らせるようお手伝いします。ご本人と契約を交わした上でのお手伝いとなります。

## 対象

高齢者、または知的障がい・精神障がい等がある方で、判断能力に不安がある方

①福祉サービス利用のお手伝い

1時間につき 1,700円

②日常的な金銭管理サービス

※住民税非課税世帯は半額、生活保護世帯は減免

③書類等預かりサービス

1,000円

※住民税非課税世帯・生活保護世帯は半額

## 地域生活支援員が活躍しています

契約に基づき、「地域生活支援員」が定期的にご自宅に訪問し、お手伝いします。千代田区では地域にお住いの方々が「地域生活支援員」として活躍されています。「地域生活支援員」の活動に関心のある方は是非当センターまでお問い合わせください。

## まだ元気だけど、将来一人で不安。 どこかと繋がってほしい…そんな方へ

### 将来に備えるサービス

頼れる身寄りがないので将来が不安

福祉サービスなどの情報を定期的に教えてほしい



今は元気だけど、一人暮らしなので、福祉関係者と繋がってほしい

定期的に見守ってもらい、将来に備える準備等教えてほしい

1. 毎月のお元気確認 500円/月

月一回、電話などでお話しながらお元気確認をします。

2. 訪問支援 1時間につき1,700円

- ・福祉サービスのお手伝い
- ・日常的な金銭管理サービス

3. 書類等預かりサービス 1,000円/月

年金証書・実印などの重要書類

4. 個別サービス 1時間につき1,700円

介護保険では対応できない個別サービスなどの相談に応じます。



### Q, 遺言書があれば、争いは起こりませんか？

A. 残念ながら、遺言書があれば争いが絶対に起きないというわけではありません。  
遺言書作成時に遺言をする能力がなかったとして遺言の効力が争われたり、遺言の内容が法定相続人の遺留分を侵害している場合には遺留分侵害額請求に発展することがあります。こうした懸念を回避するためには、内容については相続人も納得できるような配慮が必要です。  
遺言を作成する前に、法律専門家にご相談いただくとよいと思います。

### Q, 遺言書の執行者がいなくても遺言書は作れますか？

A. 遺言執行者がなくても遺言書作成自体は可能ですが、遺言による遺産の受領者が法定相続人か否かによって遺言執行の確実性が異なります。受領者が法定相続人であれば、遺言書のみで預金の解約・受取や不動産移転登記等を自身で行うことができますが、遺産の受領者が法定相続人ではない場合、これらの手続きには相続人全員の協力が必要となります。遺言執行者があれば、法定相続人が遺言執行への協力を拒否する場合でも、確実な執行が期待できます。

### Q, 寄付したい団体がある場合、事前に伝えた方がいいですか？

A. 寄付先に対し、遺贈寄付する旨を事前に伝える義務はないのですが、寄付先により遺贈を受け付ける条件が異なるため、確実に寄付するためには、その団体が遺贈寄付を受け付けられる条件を事前に確認した上で、その内容にあった遺言を作成する必要があります。なお、不動産の第三者への遺贈寄付は、まったく利益を得ない法定相続人が納税義務を負うこともあり得るため、税法上の問題について税理士等に確認しておくことも必要です。

## 福祉専門法律相談

1月 2026年	8日	22日	八杖弁護士 澄川弁護士
2月 2026年	12日	26日	石坂弁護士 鈴木弁護士
3月 2026年	12日	26日	平澤弁護士 八杖弁護士

相談日：毎月第2・第4木曜日（原則）  
時間：午後2時～4時20分（1枠40分間）  
場所：かがやきプラザ4階  
対象者：区内在住・在学・在勤の方  
相談料：無料  
申込み：事前予約制

福祉専門法律相談は、高齢者や障がい者の権利侵害や福祉サービス利用に関するトラブル他、相続・遺言、消費・契約などについて「福祉相談弁護士グループ」の弁護士が相談に応じます。

※2025年度の日程 お電話にてご予約ください。(03-6265-6521)



## 千代田区社会福祉協議会 ちよだ成年後見センター

住所 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階  
電話 03-6265-6521(直通) 03-3265-1901 (代表)  
メール kouken@chiyoda-cosw.jp  
開館日時 月～金曜日（年末年始・祝日除く）8：30～17：15

